

第252号

NPO 法人建築Gメンの会
〒154-0001
東京都世田谷区池尻 2-2-15-201
発行責任者：理事長大川照夫
TEL 03-6805-3741
FAX 03-6805-3719
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp
Homepage URL
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 設備コラム
- NITEが注意喚起
- 設備コラム
- 改正省エネ法のポイント
- 消費者も知っておくべき
- 建築基準法アラカルト
- 事務局からのお知らせ

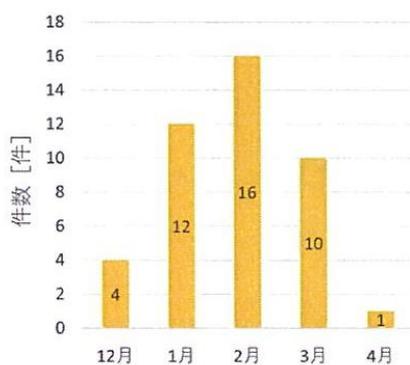
設備コラム 太陽光の積雪被害、低圧事業用 で多い傾向、NITEが注意喚起

文責 副理事長 田岡照良

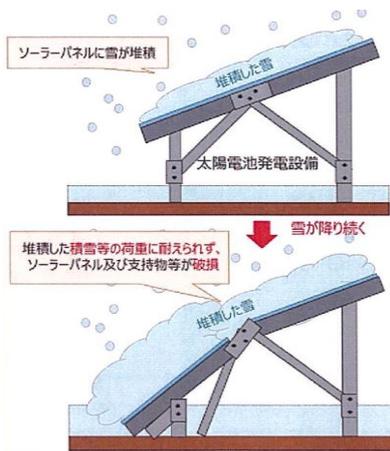
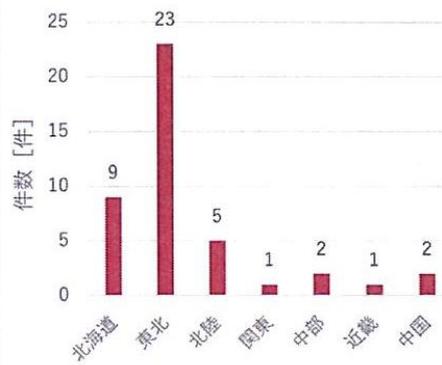
令和5年12月22日、製品評価技術基盤機構(NITE)は、「積雪による太陽光発電設備の事故が相次いでおり、特に遊休地などに設置される低圧事業用太陽光設備(出力10kW以上50kW未満)でその傾向が強い」との分析結果を発表しました。今冬も既に北海道や日本海側などで大雪が発生していることから、十分な対策を行うよう注意を呼び掛けています。低圧事業用太陽光設備の積雪による破損事故は、事故報告が義務化された2021年度は29件、2022年度は14件の計43件報告されました。同期間の高圧太陽光設備(50kW以上2MW未満)は2021年度で9件、2022年度で7件の計16件、特別高圧太陽光設備(2MW以上)は2021年度5件、2022年度2件の計7件が報告されました。低圧事業用太陽光の事故報告は、高圧・特別高圧の合計件数の約1.9倍に達しています。また、発電設備の

出力が小さいものほど積雪で大きな被害を受けやすい傾向にあり、場合によっては一度の積雪で全損に至る場合もあるそうです。

月別件数(2018年度~2021年度)



地域別件数(2018年度~2021年度)



積雪が多い地域では、雪が堆積せず容易に滑り落ちる太陽光パネルの勾配や、パネル軒先に雪が達することのない架台高さへの設計など、設置前から積雪を考慮した架台の設計を行う必要があります。対策を怠れば、堆積した積雪などの荷重に耐えられず破損する恐れがあります。このほかにも、太陽光パネルは破損していても光を受けると発電し続けることから、復旧作業時には感電・怪我のリスクに十分注意する必要があります。

設備コラム

改正省エネ法の3つのポイント

文責 副理事長 田岡照良

2023年4月に施行された改正省エネ法。法律名も「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」へと変わり、各事業者は徹底した省エネの強化と、非化石エネルギー導入に一層取り進むことが求められます。

今回、法改正が行われた主な目的は次の2つです。

- ① 徹底した省エネの継続
 - ② 再生可能エネルギーの導入拡大
- 具体的な改正のポイントについて説明いたします。

改正のポイント①エネルギーの定義見直し

改正によって、省エネ法が定める「エネルギー」の定義が見直されます。2023年3月31日まで、省エネ法で「エネルギー」となるのは化石エネルギーに該当するものだけでした。それが2023年4月からは、化石エネルギーに加え、太陽光や風力とい

った「再生可能エネルギー」も省エネ法の対象となります。再エネに含まれる「水素」や「アンモニア」は石油や石炭と同じように資源が豊富な海外から輸入する必要があるため、無駄遣いを防ぐことが重要となるのです。

改正のポイント②電気の需給状況の最適化

これまでの省エネ法では、政府は「昼夜を問わず、一日の電力使用量を一定にすること」を求めてきました。しかし今回の改正では、平準化ではなく「電気需要の最適化」が求められます。これは「電力の供給量に合わせて電気の使用量をコントロールしよう」という取り組みです。

改正のポイント③再生可能エネルギーへの転換

今までは、再生可能エネルギーを導入するかどうかは、各法人の自主性に委ねられていました。今回の改正により、対象の法人は再生可能エネルギーを導入しなければならぬ明確なルールが作られました。さらに「今後、再生可能エネルギーをどう増やしていくか」という中長期

計画の作成や、再エネ使用状況の定期報告などが必要となります。

省エネ法で定められた義務に取り組んでいない、目標を達成する見込みがないとみなされた場合、企業名の公表や罰金などの罰則が設けられます。逆に、省エネの取り組みが評価された場合、省エネ関連の補助金申請の評価が上がる(太陽光発電設備の導入費用など)などのメリットがあります。



一緒に活動しませんか！

●会員の種類	●年会費
正会員	24,000円
消費者正会員	12,000円
一般会員	6,000円
団体一般会員	48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。事務局までご連絡ください。



会員の種類：

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の4種あります。「義務と権利」、「会費」が異なります。

▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務への対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。もちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いという方向けのものです。会社など団体で登録される場合は「団体一般会員」となりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体一般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。

消費者も知っておくべき
建築基準法アラカルト 20
 文責 副理事長 田岡照良

がけに接する建築物の制限

がけの近くに建築物を建てる場合、建築物そのものが適法であっても、周辺の状況によっては建築物が多大な被害をこうむることになりかねません。それを未然に防ぐため、建築基準法第19条第4項で「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない」と定められています。

その具体的な内容は、建築基準法ではなく、各都道府県の建築基準条例などで定めています。がけ対策ももちろん建築確認でチェックすることになっています。条例によるがけ対策は、一般的には宅地造成等規制法施行令の技術的基準を参考していますが、対象となるがけの高さや措置は都道府

県で異なるため、申請地の条例の内容を把握しておく必要があります。

基礎を利用する場合も

また、建物の配置計画によっては、建築物と一体の措置が必要になるなど、建物の構造にかかわることも考えられます。がけ面の地質や保護状況、既に擁壁などが設置されている場合は既存擁壁の安全性の確認も必要です。

建物をがけ上、がけ下に建てるかで措置も変わってくる場合が多いです。一般的にはがけ下に建築する場合はがけ側に擁壁を設けるが、横浜市の場合は基礎を立ち上げて擁壁の機能を持たせるよう定められています。

また、擁壁の工作物申請も忘れてはいけません。高さが2mを超える擁壁をつくる場合には工作物の申請が必要となります。建築物の確認申請との前後は問われませんが、手続きに1〜3週間の期間を見ておく必要があります。

関連条文

敷地の衛生および安全

(建築基準法第19条第4項)

4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

擁壁(建築基準法施行令第14条第1項)

第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁(中略)に関する(中略)技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法またはこれと同等以上に擁壁の破壊および転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

がけ(東京都建築安全条例第6条)

この条にいうがけ高とは、がけ下端を過ぎる2分の1こう配の斜線をこえる部分について、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

2 高さ2mを超えるがけの下端からの水平距離ががけ高の2倍以内のところには建築物を建築し、または建築敷地を造成する場合は、高さ2mを超える擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〜三 (省略)

(省略)

3 前項の規定により設ける擁壁の構造は、令第14条第1項の規定によるほか、土の摩擦角が30度以下(土質が堅固で支障がない場合は、45度以下)であって、基礎と地盤との摩擦係数が0.3以下(土質が良好で支障がない場合は、0.5以下)の場合にも安全でなければならない。(以下省略)

一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
 四〜五 (省略)

【ポイント】
擁壁(工作物)は、高さが2mで、区分されています。

擁壁は、そこに建つ建物及び人の生命にかかわる重要な工作物です。

「2m以下なら申請をする必要がなく材料にも規定がない」と言っ
て「建築基準法施行令第142」を守ら
ないことを進める技術者もいます。

擁壁は、上下だけでなく左右の接
する土地にも影響を及ぼします。

「擁壁の外側の敷地は関係ない」
と言う技術者もいます。

工事には多額の費用が発生しま
すので、できるだけ安価に造りたい
というのがありますが、人の生命に
勝る重要事項はありません。

私は一技術者として、2m以下の
擁壁であろうが、基準に沿った擁壁
を構築したいと思います。

事務局からのお知らせ

総会(オンライン開催)のお知らせ

▽日時 2024年5月25日(土)

13時~15時(オンライン会議)

ウェブ会議システム(オンライ
ン)による開催を予定しています。

正会員の皆さまは、パソコンやスマー
トフォン等からオンラインにてご出席を
お願いします。

□2024年度研修会日程

2024年度研修会は左記の日程を予定
しています。

第1回 9月7日(土)午後

オンライン研修

第2回 11月16日(土)午後

品川区立総合区民会館

(きゅりあん)にて開催

第3回 2月8日(土)午後

オンライン研修



↳編集後記

下水道の役割その1は、美しい自
然の風景と綺麗な川や海を守るこ
とです。

みなさんの家庭から出る油を含
んだ生活排水や工業廃水は下水管
を使用して一旦集め、綺麗にして海
や川に流しています。1980年代には3
割だった普及率も2001年には6割に
なり、その数値は年々増加傾向にあ
ります。それに伴い海や川もきれい
になっています。身近な川で蛍が見
られるようになってきたのも下水
道の効果です。

下水道の役割その2は、生活環境
の改善と流行病の抑止などです。

半面、下水道による事故もありま
す。道路が陥没することもその一つ
です。

下水道は現代生活に不可欠なも
のですので、少しでも関心を持ちま
しょう。

下水道の使用年数は限界に近づ
いていきますので、身の回りで異常を
感じた場合は、近づかず早めに関係
各所に連絡しましょう。

(T・T)

無料電話相談窓口のご案内

あなたの家は大丈夫ですか？

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの「相談員名簿」(<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html>)に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がありましたら、事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL : 03-6805-3741 / FAX : 03-6805-3719
E-mail : jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp